

北部庁舎冷暖房設備機器保守管理業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 対象物件

所在地 魚沼市須原520番地
建物名 魚沼市役所 北部庁舎
種類・台数 添付「北部庁舎冷暖房設備機器保守点検内容」のとおり

2. 業務委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 点検内容

- (1) 定期点検に技術員を派遣して冷暖房機器全般を点検し、必要に応じ清掃及び調整を行うこと。
- (2) 定期点検は年2回実施し、冷暖房の切り替えを行うこと。
- (3) 点検作業に必要な消耗品及び消耗材料は受注者の負担で用意すること。なお、次の項目については、別途有償としてもよいこと。
 - ①冷温水発生機、冷却塔の交換部品代
 - ②冷温水発生機、冷却塔以外の修理工賃実費
 - ③配管内部等の薬品洗浄実費
- (4) 定期点検の内容は、添付「冷暖房機器保守点検内容」のとおりとする。
- (5) 定期点検の結果については、報告書によって報告すること。

4. 作業時間

定期点検は、受注者の通常営業時間内での実施としてもよいこと。ただし、実施日時は、2週間前までに報告すること。

5. サービス体制

- (1) 故障時の対応
不時の故障が発生し連絡を受けた場合は、技術員を派遣し適切な処置を行うこと。
- (2) 技術員
技術員は異常発生に備え、常に連絡ができる体制をとること。

6. 部品供給体制

故障等（広域災害は除く）の緊急時でも最短の停止時間とするため、受注者は倉庫に想定しうる必要な交換部品（純正部品）等を保管すること。また、部品の製造中止においても代替品を確保し、部品を安定供給すること。

7. 業務履行体制の確認

下記項目について要求した場合は、該当する文書あるいは資料を提供すること。

- ①業務を実施するために使用する当該機種の保管技術資料
- ②故障発生時の緊急対応体制表
- ③廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

8. 技術資料と技術員

(1) 技術資料

業務を確実に履行するため、使用する当該機種の保守技術資料を保有し、要求に応じて資料の提示を行うこと。

(2) 技術員の教育

適切な保守・サービスを行うために技術員に必要な教育プログラムを行うこと。

(3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを行うために必要な専門知識を有する者の中から選任すること。

9. 専用工具（装置）

点検、調整、整備や故障解析等の業務を的確かつ早急に履行するために、技術員の補助となる専用工具等を積極的に開発、採用すること。

10. 安全管理体制

安全に作業を行うための安全管理体制に基づき、技術員に対し、定期的に安全教育を実施すること。

- (1) 技術員は安全作業を実施するための指示書等を保持すること。
- (2) 災害を防止するための危険予知教育を行うこと。

11. 委託料の支払い

業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

12. その他

その他本仕様書記載事項以外に疑義が生じた場合は別途協議する。